原判決を破棄する。

被告人を罰金五、〇〇〇円に処する。

右の罰金を納めることができないときは、金二五〇円を一日に換算した期間、被告人を労役場に留置する。

原審及び当審における訴訟費用は、全部被告人の負担とする。

理 由

検察官円藤正秀が陳述した控訴趣意は、記録に編綴の唐津区検察庁検察官事務取 扱検事片岡力夫作成名義の控訴趣意書に記載のとおりであり、弁護人副島次郎の答 弁の趣意は、同弁護人提出の答弁書に記載のとおりであるから、これをここに引用 し、つぎのとおり判断する。

右控訴趣意及び答弁について。

第一、 本件公訴事実の要旨及び原判決の判断。

という公訴事実に対して原判決が、所論摘示の理由により、被告人に過失ないしは、業務上の過失責任を認めることができないとして、無罪の言渡をしたことは、 原判決文により明らかである。

第二、当裁判所の判断。

一、控訴趣意に対する判断の前提となる事実の認定。

所論について検討を加えるに先き立つて、まず、原審において取り調べた証拠及び当審における事実取調の結果に基いて、

- (一) 本件事故が、どのような状況の下において、どんな経過をたどつて発生 したかの事実関係を確定する必要がある。
- (1) 原判示日時、原判示払(はらい)の採炭現場における発破作業の模様について。

この五号払(はらい)における発破作業(同炭坑では、採炭は、ほとんど発破採炭を行つている。)に従事していた、保安係兼発破係員である被告人は、その際、爆発カーリットー〇〇グラム物(以下、爆薬あるいは、通常の炭坑用語に従つて、マイトというが、爆薬あるいはマイトとは、すべて爆薬カーリットを指す。)を、全長六六メートルの払全域の炭壁に、一、六メートルないし二メートルの間隔で千鳥形に、合計六〇本全部一回に装てんし、採炭夫全員を肩(かた)と深(ふけ)(肩とは、坑口より奥に当る方。深とは、坑口の方。)の双方の待避所に待避なせた。

(肩とは、坑口より奥に当る方。深とは、坑口の方。)の双方の待避所に待避させた後、肩の方から、そのうち数本づつを何回にも分けて、つぎつぎと電気で爆破をして行き、六回にわたつて、合計三八本のマイトを爆発させ、いずれも発破をした別果があり、合計約四四メートルの炭壁を崩すことができた。ところが、右第六回目の発破をしたところより深の方に当る炭壁)が、一挙に約二二メートルにわたつて、炭壁一メートルについて約一トン半位崩壊したため、そこにすでに装てんされていたマイトニニ本が、未爆発のまま、発破母線・雷管の脚線(以下原則として、母線・脚線という。)とともに埋没してしまつて、発破することができなくなつてしまつた。

(2) 本件事故発生に至るまでの間における被害者の行動とその認識について。

このように、払全域の炭壁の中の約三分の二に当る部分の発破が終つただけで、 払全域の発破作業が終了したわけでなく、その余の三分の一に当る部分の炭壁は、 爆破の振動によつて崩壊し、この崩壊した炭壁の中に、未爆発のマイトが装てんさ れたまま埋没したという状況の下において、肩の待避所に待避していた本件被害者 C(以下単に被害者という。)その他の採炭夫は、当時被告人の位置していた深の 方から『発破は良かぞ』という、発破が終つた旨の逓伝があつたので、これに基い て、それぞれ予め定められている自己の受持区域の仕事場に出て行つた。そして、 被害者が、自己の受持区域(崩壊した約二メートルの部分のほぼ中央部分に当つて いる。) に来て見ると、同坑内は、真暗やみで、わずかに自己の頭につけたキャップランプの光の照らす範囲の約五メートル位だけしが視界かきかないところではあ つたが、右受持区域は、相当大きな炭塊をなした壊れ方であつたので、マイトが鳴 つていないところであると直感した。というのは、発破したところであれば、石炭 は粉々になつているはずであり、逆に、マイトが鳴つていなくて、振動によつて炭 壁が崩れた場所であれば、炭塊が大きな塊をなしているという相違があることを、 自己の経験上(掘進夫として一年半位の経験があるが、採炭夫となつたのは、本件 事故発生の少し前である。)十分知つていたから、特別の注意を払うまでもなく、 直観して、このことが分つたわけである。

なお、その上、採炭責任者のDが、被害者の持場に廻つて来て、 『用心しろ。マ イトは鳴つとらんぞ。脚線が出たら、爆破させてもらうから、出しておけ』と注意 を与えて行つたので、被害者は、未発マイトが埋没していることを十分知っていた と認めるに十分である。

このように、未発マイトが埋没していることを十分知つていた被害者は、右Dの 注意もあつたので、この注意に従って、埋没している脚線・母線探しをはじめた。 ところが採炭現場に敷設されているコンベヤーの運転が、すぐ開始されたので、 被害者は、脚線・母線探しに従事する一方、同時に、採炭能率を上げるため、すぐ にも採炭ができる状態にあった炭塊をコンベヤーの方に運んでのせていた。それと いうのも、採炭夫らは、全部請負制で、入坑者全員のプール計算方式が採られていたため、できるだけ能率を増進させようという意識がどうしても働き、かつ、現場 のコンベヤーの運転が開始されたことと相まって、未発マイトが埋没していること は十分承知しておりながらも、一方では、石炭を運び出す採炭の仕事にも同時にか かつていたものであることが明らかである。

被害者側に存在する、本件爆発事故発生原因の究明について。

被害者は、埋没した発破母線・雷管の脚線を探し出す場合の方法について、ツル ハシを使用することが、雷管に衝撃を与えるおそれがあつて危険であることを、特 別の注意を受けるまでもなく、採炭夫として本能的に知つていたものであること は、被害者の証人尋問調書によつて、明らかに認められるところである。

ところが、被害者が、母線・脚線探しに従事しているとき、突然未発爆薬が爆発

し、公訴事実に記載のとおりの傷害を被害者が負うに至つたのである。

およそ、本件爆薬が爆発するには、雷管に何らがの衝撃が与えられることが必要であると考えられるところ、本件の場合、被害者と隣り合せで働いていた採炭夫E が、爆発寸前に被害者がツルハシを使つていたことを目撃していること、被害者の 受けた傷害の中、両眼の部分において、最も重傷であるという事実、及び右の爆発 事故が、被害者の行為と全く関係のない原因に基いてひき起されたものと考えられ る徴候が本件において見当らないことを綜合すれば、本件爆発事故発生の原因は、 被害者は、その時ツルハシを使用していなかつたと頑強に否認してはいるものの、実際には、石炭の大きな塊を割るため等に、これを使用したため、誤つて附近に埋没していた未発爆薬の雷管にこれを打ちあてて、衝撃を与えたためであろうと推量 するのが、相当というべきである。

(=)つぎに、被告人の過失責任の有無を判断する前提の一として、この 際、被告人が、事前にどのような災害防止の措置を講じていたかを明らかにする。 被告人の与えた指示・注意、採つた措置。

深にいて、振動による炭壁崩壊を知つた発破係員の被告人は、深に待避してい る、五号払の採炭責任者Dを含む採炭夫一四、五名に対して、『炭壁がかえつて、 発破が鳴つていないから、用心して脚線・母線を探してくれ』と指示・注意を与 え、なお、右口に対して、『自分が、できないので、注意してやらしてくれ』と頼 んだだけで、未発爆薬の完全処理をまたずに現場を離れたまま、直接指導の任に全 く当らず、採炭夫らに対して具体的な、適切な指示・注意、ことに、埋没した雷管 の脚線・発破母線の探索に当つては、ツルハシ等を使用してはならない旨の指示・ 注意を与えなかつたことか明らがである。

被告人が現場に臨んで、直接に指揮監督しなかつた理由。

発破係員の被告人は、一つには、そのとき位置していた、崩壊した部分の最も端の深に引きつづきとどまることは、炭壁がさらに崩壊するおそれがあつて、危険であると考えたのと、一つには、前記炭壁崩壊による炭塊が、自己の左足首に当つて負傷したこととにより、現場を離れて、足を見てみないと安心できないような気持に陥り、従つて、現場に臨んで一々直接に指揮監督することができないと考え、かつ、埋没した母線・脚線を探し出すこと位は、別に危険な仕事でもないから、その必要もまたなかろうと考え、その結果、現場に臨んで一々直接に指揮監督するの挙に出なかつたものであると認めることかできる。

(3) 被告人のこの怪我についての判断。

被告人は、現場を少し離れたところに赴き、そこで、自己の頭につけていたキヤップランプの光で足の様子を検べて見たところ、打撲で赤くなつていて、しびれた程度のものであることを知つた。この怪我は、もとより動けないほどの怪我でもなく、また特別に手当・処置を要するほどのものでもなく、また現実にそれをしたわけでもなく、その後七、八分から一〇分位後に起きた本件爆発事故発生により、驚いて忘れ去つてしまつたという程度のものであつたことが認められる。

いて忘れ去つてしまつたという程度のものであつたことが認められる。 (三) 同じくその前提の二として、同炭坑において、爆発の振動によつて、隣接の未爆発の炭壁が崩壊し、その崩壊した炭壁の中に、未爆発の爆薬が装てんされたまま埋没してしまつたというような事例の場合に、従来、被告人が、とのような

処理方法を採つて来たかを明らかにする。

従来、同炭坑において、本件の場合のように一挙にニニメートルもの炭壁が、振動によつて崩壊したというような事例を、被告人は一度も経験したことがななった。こうした場合において、被告人がこれまで採つて来た処理方法は、もし、たいこうした場合において、被告人がこれまで採つて来た処理方法は、もし、は日本の長いのようには石炭鉱山保安規則により制限があり、は、日本の場合であれば、発破の場合であれば、発し、として、日本の場合であれば、日本のというでは、日本のというでは、「大き様の発酵など、「大き様の表酵など、「大き様の、「大き様の、「大き様の、「大き様ので、「大き様の、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、「いきんない、いい、「いきんない、いい、いい、いい、いい、いい、

以上に認定のとおり、払全域の炭壁の中、約三分の二に当る部分の発破が終つだたけで、払全域の発破作業が終了したわけでなく、その余の約三分の一に当る部分の炭壁は、爆破の振動によつて崩壊し、この崩壊した炭壁の中に、未爆発の爆薬二二本が装てんされたまま埋没したという、本件の具体的状況の場合において、

(1) まず第一に、この場合の未爆発の爆薬の処理方法について考えるに、石炭鉱山保安規則等に別に規定も見当らず、また、不発の場合とも明らかに異るのであるから、この規定も当てはまらない。結局、発破係員が、常識的・合理的に判断して、危険でないと考えられる処理方法、すなわち、爆薬そのものを探し出して取り除くことは、むしろ危険であると認められるから、これを避け、埋没した発破母線・雷管の脚線を探し出して、母線と脚線を結線の上、爆薬を爆発させるという、同炭坑の従本の、最も普通の処理方法が、この際も採られるべきであることは、是認できるところである。

(2) つぎに、この発破母線・雷管の脚線の探し方について考えるに、これまた規則も規定もないわけであるから、発破係員は、右の具体的な場合において、最も妥当と思われる方法を採らなければならないことは、もとより当然である。

発破係員は、発破をした箇所において、危険または危険のおそれが多いときは、 ただちに採炭夫らの立入禁止の処置をしなければならないと規定する石炭鉱に保安 規則第一九二条第一項第一号の趣旨からいつても、また、発破係員は、爆薬による 危害の発生を未然に防止し、もつて、とかく危険率の高い坑内労働者の生命身に本 不測の災害より保護すべき任務を業務上遂行する地位・責任を持つものである、 からいつても、埋没した発破母線・雷管の脚線を探すに当つであると自 らこれに当るのを原則とし、本件の場合のように、未発爆薬を埋没するにごと自 時期壊が広範囲かつ大量に及ぶため、自ら単独で処理に当ることができないを られる場合には、発破係員は、自ら現場に臨んで、自己の直接の指揮監督のと られる場合には、発破係員は、自ら現場に臨るで、自己の指揮監督のとは、 とより差支えないものと解される。但し、この補〈要旨第一〉助者を使用する場合 とより差支えないものと解される。とまた最も豊かな知識と経験とを有するど おいても、発破係員は、その職責上から、また最も豊かな知識と経験とを有するどん 記め〈/要旨第一〉るべきものであるこどから、まず、未発爆薬が、崩壊炭壁中のどん

な位置・範囲に存在すると推定されるかの具体的な状況を調査の上、方針を樹立 し、これに基いて、自己の使用する補助者に対して、直接に適切な指示・注意を具 体的に与え、ことに、未発爆薬の雷管に衝撃を与えるおそれのあるツルハシ等の器 具を使用させないようにし、もつて危害の発生を未然に防止すべき業務上の注意義 務があるものと解するのが相当である。思うに、本件の場合、発破係員が、自ら現 務かめるものと解するのが相当である。心った、布口の適口、元気が高さ、日また場に臨んで、直接に指揮監督して、補助者としての採炭夫に対して、適切な指示・注意を与えることなく、ことに埋没した発破母線・雷管の脚線の探索に当つて、ツルハシ等の器具を使用してはならない旨の指示・注意を与えることなく、採炭夫をルハシ等の器具を使用してはならない旨の指示・注意を与えることなく、採炭夫を して右探索に従事させるときには、採炭夫が、ツルハシでもつて、雷管に誤つて衝撃を与えるおそれがあることは、本件の場合、発破係員として当然予測すべきであ り、また予測できるところであると認められる。すなわち、本件の場合、前記証拠 によって明らかなとおり、爆薬カーリットそのものは、さほど鋭敏なものでなく また、発破母線・雷管の脚線そのものは、何ら爆発する性質のものでないが、 に反して、爆薬カーリットに挿入される雷管は、非常に鋭敏な、危険なものであ り、この雷管の衝撃によって、爆薬カーリットが爆発する仕組になっており、雷管の脚線の長さは、僅かに一メートル余であることが認められること、並びに採炭夫は、全部請負制であることと、発破の効果のあった前記約四四メートルの採炭可能の場所における採炭作業に引きずられがちであることのため、採炭夫において、採 炭能率を上げようとする能率増進の意識が、とかく安全第一主義の意識に打ち勝 ち、未発爆薬の埋没していることを知りながらも、なおかつツルハシ等の器具を使 ら、不光極楽の怪及していることを知りなからも、なるかつフルハン寺の奇具を使用するおそれの多いことは、いずれも、前記具体的状況の下において、被告人として当然容易に予測できたところであると解し得られるからである。このように、被告人は、採炭夫が、ツルハシ等を使用することが容易に予測できたにもかかわらず、採炭夫に対して『発破が鳴つていないから、用心して脚線・母線を探してで れ』と伝え、または伝えさせただけで、自ら現場に臨んで、直接に指揮監督して、 補助者としての採炭夫に対して適切な、ことに、前記の特別の指示・注意を与える ことなく、採炭夫をして右探索に従事させたのであるから、被告人に前記業務上の

注意義務の違背があることは明白であるといわねばならない。
(3) ところが、原判決の理由によると、「本件の場合、採炭夫らは、いわゆる全くの素人ではなく、爆薬の危険性につき十分の知識と経験を有する者と認められるから、未発爆薬発見の方法・取扱の心得等まで教示する必要はなく、単に未発爆薬のあることだけを告知すれば、責任を全うしたというべきてある」旨判示す

る。

かどうかを考えるに、被告人として、被害者がツルハシを使用するおそれが多いことを容易に予測できる状況にあつたことは、前記〈要旨第二〉認定のとおりてあるから、この予測しうる事態に備えるべきであつたものというべきであり、従つて、本件の〈/要旨第二〉場合、補助者としての被害者(採炭夫)が、爆薬の危険性を熟知していたとしても、発破係員としての被告人の右注意義務に影響を来たさないものと解する。原判決が、被告人自身が前記の注意義務を果したかどうかを検討せずして、被害者が爆薬の危険性を十分に知つていたことを理由に、このことから直ちに、被告人に法律上非難すべき点はない旨判示したのは、発破係員の業務上の注意義務に関する解釈を誤り、ひいて事実を誤認したものというべきであり、この誤認は、判決に影響を及ぼすこと明らかである。原判決は破棄を免れない。論旨は結局理由がある。

三、 控訴趣意二(被害者の過失との競合)に対する判断。

- (1) 原判決は、その無罪理由の第二として、「かりに、被告人に過失責任があつたとしても、本件爆発事故は、被害者が不注意にも爆薬に衝撃を与えたという、被害者自身の重大な過失に基因するものというべきであるから、被告人の過失責任は、それによつて遮断されるものといわねばならない」と判示していることは、所論摘示のとおりである。
- (2) 原判決が、本件爆発事故は、被害者が不注意にも爆薬に衝撃を与えたという過失に基因するものと判示したことは、さきに一の(一)の(3)爆発事故発生原因の究明の項において認定したところからも明らかなように、そのこと自体は、正当というべきである。

四、控訴趣意三(期待不可能性)に対する判断。

- (1) 原判決は、その無罪理由の第三として、「本件の場合、被害者は、爆発の危険性について十分の知識経験を有するものであるから、通常人が、被告人の立場にあつたとしても、被告人の採つた措置以上を期待することは不能というべきである」と判示して、期待不可能性をその理由としていることは、所論も摘示するとおりである。
- (2) 本件業務上過失傷害の責任を論ずるに当つて、被告人が前記注意義務を遵守し得なかつたことについて、刑法上被告人を非難できるかどうかを考えるに、前記一の(二)の(3)被告人の怪我についての判断の項その他に記載したところから明らかなとおり、被告人の怪我は、動けないほどの怪我でなく、また特別の当、処置を要するほどのものでもなかつたこと、及び被告人は、前記注意義務を遵守して、本件結果の発生を回避する能力を十分有するにかかわらず、その能力を発揮しなかつたものと認め得ること、その他本件の前記具体的状況を総合すれば、被告人が右注意義務を遵守しなかつたことについては、十分非難するに値するものというべきである。本件の場合、右注意義務の遵守が期待できないものと認めるに足切は認め得ないものと判断する。

この場合、たとえ、被害者が、爆薬の危険性について十分の知識・経験を有していたという事情があつても、そのため、右注意義務の遵守を期待することができないという関係にあつたとは認め得ないものというべきである。それにもかかわらず、原判決が、右の事情の存在をもつて、期待可能性がないと判断したのは、法令の解釈適用を誤り、ひいて事実を誤認した違法があるといわねばならない。そして、この違法は、判決に影響を及ぼすこと明らかであるから、原判決は、この点においてもまた破棄を免れない。論旨は結局理由がある。

以上により、弁護人の答弁は理由がないこと明らかである。 第三、 破棄自判。

右の理由により、刑訴法第三九七条により、原判決を破棄した上、同法第四〇〇 条但書に従い、本件についてさらに判決する。

一、罪となるべき事実。

被告人は、A株式会社の坑内保安係兼発破係員として勤務し、佐賀県東松浦郡 a 町にある同会社の通称Bで、採炭現場における爆薬の装てん・爆破等の業務に従事するものであるが、昭和三二年七月一八日午後一一時頃、同炭坑坑口から四、一七七メートルの地点にある立川一昇右一片五号払(はらい)の採炭現場において、同

二、証拠の標目。

- 1、 当審公判廷における被告人の供述。
- 2、 被告人の司法警察員及び検察官に対する各供述調書。
- 3、 医師F・同GのCに対する診断書。
- 4、 司法警察員作成の実況見分調書。
- 5、 原審第三回公判調書中の、証人D・Hの各供述記載及び当審におけるHの 証人尋問調書。
- 6、 Cの司法警察員に対する供述調書及び同人の原審・当審における各証人尋問調書。
 - 7、 Iの司法警察員に対する供述調書及び同人の当審における証人尋問調書。
 - 8、 Eの司法巡査に対する供述調書及び同人の当審における証人尋問調書。
 - 9、 Jの検察官に対する供述調書。
 - 三、法令の適用。

以上の理由により、主文のとおり判決する。

(裁判長裁判官 藤井亮 裁判官 中村荘十郎 裁判官 横地正義)